

育児休業や短時間勤務の利用期間中の 業務代替を支援します

～両立支援等助成金に「育休中等業務代替支援コース」を新設～

「両立支援等助成金」は、仕事と育児を両立しやすい職場環境整備に取り組む事業主を支援する制度です。2024(令和6)年1月より「育休中等業務代替支援コース」を新設し、育児休業や育児のための短時間勤務制度がより利用しやすくなるよう、業務を代替する体制の整備への支援を拡充しました。

このリーフレットの内容は、2024年1月1日以降に、育児休業(産後休業から引き続き休業する場合は、産後休業)または育児のための短時間勤務制度の利用を開始した場合に適用されます。

拡充 ① 育児休業取得者の業務を代替する周囲の労働者に手当を支給した場合

代替する労働者に支給した手当の額に応じて、助成金の支給額が増額されます。

(主な支給要件)

1. 代替業務の見直し・効率化
2. 手当制度等を就業規則等に規定
3. 7日以上育児休業取得
4. 業務代替者への手当等の支給

以下①②の合計額を支給(最大125万円)

- ①業務体制整備経費：5万円
(育休1か月未満の場合は2万円)
- ②手当支給総額の3/4
(上限10万円/月、12か月まで)



〈例〉対象労働者の育児休業期間が4/1～7/31までの4か月間(就業なし)。そのうち、4～6月の3か月間にわたり5人が業務を代替し、期間中に1人あたり1か月3万円の手当を支払った場合
⇒支給される助成金の額は、①5万円+②30万円の計35万円となります。

※②の計算方法：各月ごとの手当：3万円×5人=15万円

15万円×3/4 = 112,250円 > 上限10万円 ⇒10万円×3か月=30万円

新設 ② 短時間勤務中の業務を代替する周囲の労働者に手当を支給した場合

育児のための短時間勤務制度利用中の労働者の業務代替への手当支給について、新たに助成金の対象となりました。

(主な支給要件)

1. 代替業務の見直し・効率化
2. 手当制度等を就業規則等に規定
3. 1か月以上の短時間勤務利用
4. 業務代替者への手当等の支給

以下①②の合計額を支給(最大110万円)

- ①業務体制整備経費：2万円
- ②手当支給総額の3/4
(上限3万円/月、子が3歳になるまで)



〈例〉対象労働者の制度利用期間が4/1～9/30までの6か月間。そのうち、5～9月の5か月間にわたり5人が業務を代替し、期間中に1人あたり1か月1万円の手当を支払った場合
⇒支給される助成金の額は、①2万円+②15万円の計17万円となります。

※②の計算方法：各月ごとの手当：1万円×5人=5万円

5万円×3/4 = 37,500円 > 上限3万円 ⇒3万円×5か月=15万円

拡充 ③ 育児休業取得者の代替要員を新規雇用(派遣受入含む)で確保した場合

代替要員が業務を代替した期間に応じて、助成金の支給額が増額されます。

(主な支給要件)

1. 代替要員を新規雇用または派遣で確保
2. 7日以上育児休業取得
3. 代替要員が業務を代替

代替期間に応じた額を支給

7日以上14日未満	9万円
14日以上1か月未満	13.5万円
1か月以上3か月未満	27万円
3か月以上6か月未満	45万円
6か月以上	67.5万円

加算 一定の場合に助成金の支給額が加算されます

A. 有期雇用労働者加算

①～③の助成金の対象の育児休業取得者や短時間勤務制度の利用者が**有期雇用労働者**の場合に、**支給額が10万円加算**されます。

※業務代替期間が1か月以上の場合に限ります。

B. 育児休業等に関する情報公表加算

自社の育児休業取得状況等に関する情報を指定のサイト上で公表した場合、**支給額が2万円加算**されます。

※最初の**1回**に限り対象となります。

注意事項

- 助成金の対象となるのは**中小企業事業主のみ**です。
※中小企業の範囲は、下記の表を参照してください。
- **支給人数・年数の上限**は、①～③の助成金を全てあわせて
 - ・育児休業取得者と制度利用者の**合計で1年度10人まで**
 - ・初回の対象者が出てから**5年間** となります。
- 同一労働者の**同一の子に係る育児休業**については、①と③の助成金は**いずれか一方かつ1回のみ**対象となります。また、**同一の子に係る短時間勤務も**、②の助成金は**1回のみ**利用可能です（ただし、支給申請は1年ごとに行います）。
- ①③の助成金は、**同一の育児休業**について、
 - ・**出生時両立支援コース**（第1種）
※**男性の育児休業**（子の出生後8週間以内、連続5日以上）が対象
 - ・**育児休業等支援コース**（育休取得時、職場復帰時）
※**男女の育児休業**（連続3か月以上）が対象のいずれか一方と**併用可能**です。

中小企業の範囲 ➤ 主たる事業ごとに、以下に該当する場合に中小企業と扱われます。

小売業（飲食業含む）	資本額または出資額が5千万円以下、または常時雇用する労働者数が50人以下
サービス業	資本額または出資額が5千万円以下、または常時雇用する労働者数が100人以下
卸売業	資本額または出資額が1億円以下、または常時雇用する労働者数が100人以下
その他	資本額または出資額が3億円以下、または常時雇用する労働者数が300人以下

◎ 支給申請書や記載例は、厚生労働省HPからダウンロードできます。

両立支援等助成金 厚生労働省 **検索**



◎ その他詳しい支給の要件や手続等については、厚生労働省HPをご参照いただくか、**鳥取労働局雇用環境・均等室（☎0857-29-1701）**へお問い合わせください。